

名護市カーシェア導入実証事業 プロポーザル実施要項

平成31年1月18日

公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により委託業者を選定するため、下記のとおりプロポーザルを実施する。

1. プロポーザルの名称 : 名護市カーシェア導入実証事業

2. 事業の概要 :

件名	名護市カーシェア導入実証事業
履行期間	契約締結日から平成31年3月31日
履行場所	名護市役所
契約内容	委託契約(駐車場整備業務、広報・PR等業務)、賃貸借契約(車両の調達業務)
契約保証金	検収後支払いの為、免除
部分払	部分払いは行わない
前金払	前払いは行わない
業務予算額	4,962,600円(税込)

3. 参加要件 :

本プロポーザルの参加資格は次のとおりとする。

- ① 本業務の実施にあたり「自家用自動車有償貸渡業」の許可を受けている、もしくは受ける見込みであること
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続等を行ってないこと
- ④ 宗教法人や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- ⑤ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある者でないこと
- ⑥ 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備され、本募集要項や別紙業務委託仕様書等に記載された内容を遵守できる者であること
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者でないこと

4. スケジュール表 :

項番	手順	期限等
①	案件公表(公告)	平成31年1月18日
②	資料配布	公告後
③	参加意思表明書/質問書の提出	平成31年1月25日(金)17時まで
④	質問書の回答	平成31年1月28日(月)
⑤	提案書類の提出	平成31年1月30日(水)
⑥	審査(プレゼンテーション)及び採点	平成31年1月31日(木) 13:30-15:00予定
⑦	結果通知	平成31年1月31日(木)
⑧	見積りの徴収	提案書と同時に提出(採点項目)
⑨	契約の締結予定	平成31年2月1日(金)予定

5. 配布資料 :

配付資料は、次のとおりです。

①	プロポーザル実施要項
②	様式4参加意思表明書
③	様式6質問書
④	様式8送付書
⑤	様式9見積書、様式9-2見積内訳書
⑥	様式10会社概要
⑦	様式11業務運営体制
⑧	様式12受託実績書
⑨	業務仕様書

6. 提出書類の作成要領：

項番	項目	作成要領
①	提出書類	提案書他、実施要項で定めた書類
②	用紙の大きさ	A4判、左方ホッチキス2か所留め
③	提案書の枚数	制限なし。ただし、片面印刷とする
④	表紙	タイトル、社名(社判)が記されている任意の書式
⑤	提出部数	8部
⑥	提出先	地域政策部企画情報課企画調整係
⑦	提出方法	持参
⑧	文字のサイズ・色	特に指定なし。ただし、見やすい書式で作成のこと

※様式の指定がある場合は、様式に則って作成すること。

7. プレゼンテーションについて

- ① 実施日：平成31年1月31日(木) 13:30～15:00
- ② プレゼンテーション所要時間  
 プレゼンテーション 20分  
 選定委員からの質疑 15分
- ③ 注意事項
  - ・会場への入場者は1提案者あたり5名までとします。
  - ・パワーポイント等をご利用される場合は、提案書を提出する際にご連絡ください。
  - ・プレゼンテーション15分前までには、所定の場所で待機ください。
  - ・プレゼンテーション参加者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。

8. 評価項目、配点表等：

- ① 提出書類及び提案者によるプレゼンテーションでは、次に掲げる評価項目について、審査を行います。

評価項目	配点
(1)実績について 公用車やカーシェアリングなど自治体・公的団体において、電気自動車の導入実績等類似事業の実績があるか。	20
(2)業務目的及び業務内容の理解度 業務目的及び業務内容を熟知しているか。	20
(3)提案について 仕様書の各業務について必要事項を満たしているか。提案内容に優れた工夫や独創性がみられるか。	30
(4)業務遂行体制及びスケジュールについて 業務を遂行するにあたって人員体制、従事スタッフは実務経歴、知識、見識をもっているか。また業務スケジュールは無理がなく適切であるか。	10
(5)入札価格の評価 事業費の妥当性	20
合計100点	

- ②入札価格の評価は、最も低い入札額を1位満点とし、2位以下は1位との比率を用いて次のとおり算出する。

順位	算出方法
1位	20点
2位	10点
3位	0点

- ③入札予定価格については、配布する仕様書において契約金額(上限額)を示し、この額を超えないこととする。

④委員会は、総合評価を審査で得点化した数値により行い、その合計点数が最も高いものを契約予定者として選定する。

⑤第1位の者が2以上あるときは、委員会の委員の多数決により契約予定者を決定するものとする。

⑥本プロポーザルの審査は、次に掲げる委員で組織された名護市カーシェア導入実証事業プロポーザル選定委員会が行います。

委員長	地域政策部長
副委員長	地域政策部企画情報課長
委員	総務部総務課長
委員	商工観光局観光班長
委員	建設部都市計画課長
委員	環境水道部環境対策課長

9. 質問書の提出と回答：

本案件のプロポーザルの内容及び契約内容等に関して不明な点がある場合は、『質問書』に記載し、下記のお問合せ先にFAXもしくはメールにてお問い合わせください。回答日に全ての参加者に質問内容と回答を送付いたします。また、質問期間を過ぎた質問書は受付いたしません。

メールでのお問い合わせの際は、件名に事業名と会社名を記載してください。

- ① お問合せ先：下記 16. お問合せ先 を参照
- ② 質問受付期間：平成31年1月25日(金)17時まで
- ③ 回答日：平成31年1月28日(月)

10. 失格要件：次に掲げる項目に該当するプロポーザルを行った者は、失格とします。

①	プロポーザルの提出期限を過ぎて提出されたもの。
②	プロポーザルの作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。
③	プロポーザルに記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
④	プロポーザルに記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
⑤	許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
⑥	虚偽の内容が記載されているもの。
⑦	選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
⑧	見積価格が予定価格を超える場合。

11. 提出書類と提出期限：

下記の提出書類を下記の日時まで、お問合せ先に記載した部署へ持参すること。期限を超えた提出に関しては、原則として受付いたしません。

①	参加意思表明書	持参、FAXもしくはメールにて、下記の日時まで提出すること。 平成31年1月25日(金)17時まで
②	質問書	平成31年1月25日(金)17時まで
③	提案書及びその他提出書類	持参もしくは郵送にて、下記の提出先及び日時までに提出すること。 郵送の場合は期限日までに必着。 平成31年1月30日(水) 13時 ※提出期限後の提出は、いかなる理由があろうと、受付いたしません。
④	見積書	当該業務に係る見積書を提案書と一緒に提出すること。

12. 提出先：下記16. お問合せ先、に同じ

13. 審査結果通知：企画提案書を選定委員会で採点し、委員会が定めた基準点を上回った者で、最高得点獲得者を契約予定者として決定する。

14. 契約について：契約候補者の決定後、当該契約候補者と協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は契約を締結します。  
この場合において、契約候補者との協議が調わなかったときは、次に順位の高かった者から順に協議を行います。

15. その他 企画提案書の応募に要する一切の費用は、参加者の負担とすること。  
提案された企画提案書は返却しない。  
採用された企画提案書の著作権は、名護市に帰属すること。

16. お問い合わせ先：名護市 地域政策部 企画情報課 企画調整係  
〒905-8540 名護市港一丁目1番1号  
TEL:0980-53-1212(内線141) FAX0980-53-6210  
担当:比嘉拓郎  
MAIL:kikakujouhou@city.nago.lg.jp